

この協定の締結を証して本協定書を3通作成し、各当事者の記名押印の上、各自1通を保有する。

立命館慶祥中学校・立命館慶祥高等学校、ニセコ町及び株式会社ニセコリゾート観光協会との
連携協力に関する協定書

令和3年3月25日

立命館慶祥中学校・立命館慶祥高等学校(以下「甲」という。)、ニセコ町(以下「乙」という。)及び株式会社ニセコリゾート観光協会(以下「丙」という。)は、観光等産業振興、教育・文化・スポーツの振興やニセコ町のまちづくりへの協力等を通して、相互の人材育成や乙の地域振興への貢献等に資するため、次のとおり連携協力について協定書を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲、乙及び丙間において連携協力のもと、観光等の地域産業、教育・文化・スポーツ、まちづくり等の分野において協力し、相互の人材育成と乙の地域振興等に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成させるため、次に掲げる事項について協力する。

- (1) 観光等の産業振興に関すること
- (2) 相互の教育・文化・スポーツの振興・発展に関すること
- (3) 相互の人材育成に関すること
- (4) 乙のまちづくりへの協力に関すること
- (5) その他、甲、乙及び丙が協議し、必要と認める事項

2 前項に掲げる事項の実施方法、経費負担等については、甲、乙及び丙が協議の上、書面により合意するものとする。

(守秘義務)

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携及び協力の検討並びに実施により得た相手方の秘密情報を相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定が理由の如何を問わず、協定が終了した後も存続するものとする。

(期間)

第4条 この協定書の有効期間は、この協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも変更又は解除の申入れがないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定書に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙丙協議の上、解決を図るものとする。

甲 江別市西野幌640番地1

立命館慶祥中学校・立命館慶祥高等学校

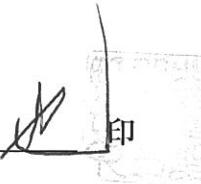
校長



乙 虹田郡ニセコ町字富士見47番地

ニセコ町

町長



丙 虹田郡ニセコ町字元町77番地10

株式会社ニセコリゾート観光協会

代表取締役

